

議案第51号

救助工作車の取得について

下記のとおり救助工作車を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 取得数量

1台

2 取得の目的

老朽化した車両を更新することにより、消防力を充実強化し、市民の安心・安全を守る。

3 取得金額

208,450,000円

4 取得の相手方

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号 SORA新大阪21・1401室

キンパイ商事株式会社

代表取締役 山本日出男

救助工作車の概要

1 概要

この車両は油圧ウインチ及びクレーン装置を艤装し、救助活動に必要な資機材を多数積載しており、本市が保有する救助活動に特化した唯一の車両である。

近年、地震や風水害等の自然災害が増加しており、それらの大規模災害に対応するための高度救助用器具を更新し、従来より性能が向上した資機材を使用することで救助活動の安全性と効率性の向上を図っている。この車両は緊急消防援助隊登録を予定していることから、地震や風水害などの広域的な自然災害が発生した場合には、全国各地の被災地に派遣されることが想定される。

2 構造

区分	更新救助工作車	現有救助工作車
車体全長 (mm)	8, 0 0 0 以下	7, 7 5 0
車体全幅 (mm)	2, 5 0 0 以下	2, 2 8 0
車体全高 (mm)	3, 4 0 0 以下	3, 2 3 0
総重量 (kg)	1 2, 0 0 0 未満	1 1, 1 6 5

3 艤装

車両は4ドアダブルキャブ、乗員5名、4WD、6速AMTとし、キャビンを高ルーフ仕様とすることで室内作業空間を十分に確保している。救助活動に必要な能力を有する車両前方及び後方に油圧ウインチ、天井にバッテリー式大型照明装置、車両後部に2.9t級クレーン装置を装備している。

4 装備及び積載品

地震、風水害等の大規模災害に対応するための高度救助用器具、風水害及び水難事故に対応するための水難救助用器具並びに有害物質による事故や交通事故、火災等あらゆる事故・災害に対応するための救助活動に必要な資機材を積載している。